

加須市プレミアム付商品券 取扱店募集要領

1. 発行の目的

消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けの加須市プレミアム付商品券を発行します。

2. 商品券の発行について

- | | |
|------------|--|
| (1) 名称 | 加須市プレミアム付商品券 |
| (2) 発行者 | 加須市商工会 |
| (3) 発行額 | 5億2500万円 |
| (4) 発行冊数 | 10万5千冊 |
| (5) 発売価格 | 1冊4,000円(500円券10枚 5,000円分) |
| (6) 使用期間 | 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで |
| (7) 販売場所 | 市内の郵便局(田ヶ谷簡易郵便局は除く) |
| | ①加須郵便局 ②加須東栄郵便局 ③加須久下郵便局
④不動岡郵便局 ⑤花崎駅前郵便局 ⑥水深郵便局
⑦加須樋遣川郵便局 ⑧志多見郵便局 ⑨大越郵便局
⑩騎西郵便局 ⑪北川辺郵便局 ⑫大利根細間郵便局
⑬元和郵便局 ⑭豊野郵便局 |
| (8) 販売期間 | 令和元年10月1日から令和2年2月28日まで
(7)に記載する郵便局にて、土日、祝祭日を除く月曜日から金曜日に販売します。なお、郵便局毎に販売を終了する場合があります。 |
| (9) 販売時間 | 加須郵便局を除く各局：9時から17時まで
加須郵便局：9時から19時まで |
| (10) 発売上限 | 購入対象者一人当たり5冊まで |
| (11) 販売対象者 | |

- ①低所得者向け：18,000人(見込み)
加須市の住民基本台帳に登録(平成31年1月1日時点)されており、令和元年度の市民税(均等割)が課税されていない方(※課税者と生計同一の配偶者、課税者に扶養されている方、生活保護を受けている方などは対象外)
- ②子育て世帯向け：3,000人(見込み)
加須市の住民基本台帳に登録(令和元年6月1日、7月31日、9月30日の各時点)されている対象となる子が属する世帯の世帯主(※対象は、平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子)

3. 取り扱いにおける厳守事項

- 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- 商品券を現金化することはできません。
- 商品券額面に満たない使用の場合、釣銭を出すことはできません。
- 不足分は現金等で受け取ってください。

- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の紛失及び盗難に対し、加須市商工会および加須市はその責を負いません。

4. 商品券の使用対象にならないもの

- 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 現金への換金、金融機関への預け入れ
- 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ等の支払い
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- たばこ(たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止)
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- 取扱店が指定するもの
- その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

5. 取扱店の登録資格

加須市内に事業所、営業所等を有する小売業、飲食業、各種サービス業、建設業、製造業、医院・診療所等全ての事業者とします。また、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、加須市内の店舗等に関り商品券を使用できるものとします。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- 上記[4 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6. 取扱店の責務等

- 取扱店ポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造等の不正使用の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに加須市商工会まで報告してください。
- 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (6) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 加須市暴力団排除条例を遵守してください。

7. 登録手続について

(1) 登録方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、加須市商工会へFAX等で提出してください。

取扱店登録申込書は加須市商工会のホームページからダウンロードできるほか、加須市商工会本支所で配布します。

(加須市商工会ホームページ: <http://www.kazo-sci.jpn.org/>)

なお、加須市商工会が発行する『絆サポート券』の取扱店は、プレミアム付商品券の取扱店として登録を行ないます(自動登録)。但し、プレミアム付商品券の取扱店の登録を見合わせたい場合は、その旨を最寄りの加須市商工会本所または支所へ7月26日(金)までにご連絡をすることで自動登録は行いません。

(2) 申込書の提出先

①加須市商工会 本所

〒347-0055 加須市中央 1-11-41 TEL 0480-61-0842 FAX 0480-61-0978

②加須市商工会騎西支所

〒347-0105 加須市騎西 1148 TEL 0480-73-0224 FAX 0480-73-7470

③加須市商工会北川辺支所

〒349-1212 加須市麦倉 3658-1 TEL 0280-62-2380 FAX 0280-62-2490

④加須市商工会大利根支所

〒349-1148 加須市豊野台 1-345-10 TEL 0480-72-3439 FAX 0480-72-3671

(3) 申込期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

※令和元年7月26日までに申し込みをした取扱店は、商品券販売時に購入者へ配布する取扱店一覧に掲載します。

(4) 申し込み後の審査・承認

申込書の提出後、商工会内の手続きを経て、取扱店として承認します。

(5) その他

- ①加須市内に複数の店舗がある場合、店舗毎に申し込みを行なってください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、一括申し込みはできません。個別のテナント毎に申し込みをしてください。
- ③配布物として、取扱店ポスターを送付しますので、掲示をしてください。

8. 換金について

(1) 換金手順

- ①別に定める換金依頼書に使用済み商品券(裏面に取扱店名を記入)を添えて

加須市商工会本所または支所に提出します。

②加須市商工会において、換金相当額の小切手を発行します。

③取扱店は、受け取った小切手を金融機関に持ち込んで現金化します。

(2) 換金手数料

加須市商工会員 : 0円

加須市商工会員以外: 商品券の換金額の3%

※小切手による換金の際に換金相当額から換金手数料を差し引いた金額で小切手を発行します。

(3) 換金期間

令和元年10月15日(火)から令和2年4月17日(金)までの商工会が指定した日とし、換金期間を過ぎた商品券の換金依頼はできません。

商工会が指定した日とは、別に定めるプレミアム付商品券換金依頼書に記載する換金日カレンダーによるものとします。

(4) 換金時間

加須市商工会の本支所で午前10時～午後3時までとします。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. 取扱店登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、加須市商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、加須市商工会のホームページ等により広報します。

<問い合わせ先>

加須市商工会 〒347-0055 加須市中央 1-11-41

TEL: 0480-61-0842 FAX: 0480-61-0978